

岩手県告示第 439 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 6 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、花巻市、八幡平市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町及び紫波郡矢巾町
- 2 基本測量を実施する期間 平成 20 年 5 月 1 日から平成 21 年 3 月 20 日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）